






(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる

① 下記「軽微なものの判断基準」に該当する場合を除き、その該当箇所。

● 評価しない場合の事例

・「軽微なものの判断基準」に該当しない事例全て

【誤りの多い事例】

- (例1) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事
 コリンズ：平成25年度 △△事業 道路改良工事 } →事業が違う 
- (例2) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事
 コリンズ：平成26年度 〇〇事業 道路改良工事 } →年度が違う 
- (例3) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事
 コリンズ：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事 第2期 } →記述漏れ
 又は別事業 
- (例4) 技術資料：請負金額 60,000,000 円
 コリンズ：請負金額 6,000,000 円 } →金額が違う 
- (例5) 技術資料の記載内容が添付資料から確認できない
 技術資料：資格の取得年月日 平成 5年2月15日
 資格者証：資格の取得年月日 平成15年2月15日 } →日付が違う 
- (例6) 技術資料に記載すべき事項と異なる内容を転記

<実際の契約>

契約業務名：◎◎維持管理業務
 発注機関名：松江県土整備事務所
 元請企業名：〇〇建設
 下請企業名：△△工務店

<△△工務店が提出した技術資料>

発注機関欄：〇〇建設
 (記載の誤り)



<正しく記載した技術資料>

発注機関欄：松江県土整備事務所
 (正しい)



● **軽微なものの判断基準(評価対象とする)**

- 文字変換の誤りによるもので、技術審査に影響がないもの

(例) ○海岸侵食 → ×海岸浸食
○管工事 → ×官工事



- 契約書やコリンズの「登録内容確認書」の発注機関名や施工場所などを略称又は一部を省略して技術資料に記載したもの (**工事名や契約業務名は不可**)

(例1) 発注機関名を略称で記載

技術資料：松江県土
コリンズ：島根県松江県土整備事務所



(例2) 施工場所の名称を一部省略 (技術審査に影響がない範囲)

技術資料：松江市
コリンズ：島根県松江市○○町地内



- 文字と文字の間にスペースがあるものとないものの違い
- 旧字体と新字体の違い
- 漢字と平仮名の違い

(例) ほ場整備 ⇔ 圃場整備



- 軽微な転記の誤りで技術審査に影響がないもの

(例1) コリンズ登録番号の記載の誤り

技術資料：○○○○○○○○○○○1
コリンズ：○○○○○○○○○○○2



(例2) 契約工期(終期)と実施完成日(竣工日)の混同による転記の誤り。ただし、添付資料に記載の契約工期(終期)、実施完成日(竣工日)以外の日付を転記した場合は軽微なものと判断しない。

資料の提出状況

資料名	契約工期(終期)	実施完成日(竣工日)
技術資料	H26.11.18 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26.11.30 (正しい)	-
工事成績評定 通知書	H26.11.30 (正しい)	H26.11.18 (正しい)

契約工期(終期)の欄に実施完成日(竣工日)を記載
⇒ 「評価対象とする」
(軽微な転記の誤り)



(例3) 契約工期(終期)より早く実施完成(竣工)した工事について、技術者従事期間(終期)欄に契約工期(終期)の日付を記載

従事期間(終期)の欄に契約工期(終期)の日付を記載

⇒「評価対象とする」(軽微な転記の誤り)

資料の提出状況

資料名	契約工期(終期)	技術者従事期間(終期)	実施完成日(竣工日)
技術資料	H26.11.30	H26.11.30 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26.11.30	H26.11.18 (正しい)	-
工事成績評定通知書	H26.11.30	-	H26.11.18 (正しい)

・申請者の解釈の誤りによるもので、技術審査に影響がないもの

(例1) 労働福祉関連の状況(高年齢者の雇用確保)の評価項目で、添付資料から評価基準を満たす措置が取られていることを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した措置と異なる内容を技術資料に記載

資料の提出状況

評価基準	技術資料	就業規則
定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている	「有」を記載 (誤り)	該当箇所明示 (解釈の誤り)
満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)
定年の定めがない	「無」を記載	-

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択

解釈の誤り ⇒ 「評価する」

(例2) 若手技術者・若手従業員の新規雇用(※)の評価項目で、添付資料から評価基準を満たすことを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した内容と異なる項目を技術資料に記載

資料の提出状況

評価基準	技術資料	学校・学科の卒業証明書
(a) 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること	「有」を記載 (誤り)	提出あり (評価基準以外の学校)
(b) 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること	「無」を記載	/
(c) 上記(a)、(b)以外の若手従業員	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択

(c)で評価する

※若手従業員の新規雇用は、平成27年6月1日以降入札公告する工事から適用
適用対象工事：標準型、施工体制確認型(2億円以上)

(例3) エクセル形式の電子ファイル(参考資料)の企業入力シート「3.押印済資料で提出する評価項目」の「押印済資料での提出」欄の選択の誤りによるもの

① 「押印済資料での提出」欄で「有」を選択・・・次項のとおり

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、
本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても
評価対象としません。

誤った提出方法
⇒ 「評価対象とする」
(軽微な解釈の誤り)



【正しい提出方法】 押印済資料の写しを PDF 形式で提出

【誤った提出方法】 押印済資料を提出せず、申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出 (提出資料で技術審査する)

【誤った提出方法】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

② 「押印済資料での提出」欄で「無」を選択

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

本技術資料により提出します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても
評価対象としません。

誤った提出方法
⇒ 「評価対象とする」
(軽微な解釈の誤り)



【正しい提出方法】 申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出

【誤った提出方法】 押印済資料の写しのみ PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

【誤った提出方法】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

③ 「押印済資料での提出」欄が未記入

技術資料を提出する場合は、「有」、「無」のどちらかを選択して下さい。

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても
評価対象としません。

誤った提出方法
⇒ 「評価対象とする」
(軽微な解釈の誤り)



※押印済資料の発行の取り扱いについて・・・次項のとおり

「押印済資料での提出」欄の選択を誤って技術資料を提出した場合、申請内容に誤りがなければ、発注者が技術資料の「技術資料の提出方法」の欄に斜線等を追記した上で、押印済資料を発行します。

(例3)の①「押印済資料での提出」欄で「有」を選択

<企業入力シート>

3 押印済資料で提出する評価項目
 発注者収受欄に押印した技術資料の写し(以下「押印済資料」という。)で技術資料を提出する評価項目がある場合は、表のB列(赤枠)に「有」を、ない場合は「無」を選択してください。
 「有」を選択した評価項目は、このファイルで技術資料を作成する必要はありません。押印済資料のみ提出してください。

<企業>	押印済資料での提出	様式名
	<input checked="" type="checkbox"/>	企業の工事成績評定点(様式-3-1、様式-3-2)
	<input type="checkbox"/>	企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)(様式-5)
<地域貢献>	押印済資料での提出	様式名

※ リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい

<技術資料>

(様式-3-1)
 評価項目(2)-①

企業の工事成績評定点	
会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課	
対象工事	完成年度: 平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡しが完了した工事 発注機関: 島根県(総務部、農林水産部、土木部) 工事種別: 一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く全工種 建設工事の種類: 一覧表(別紙)の入力内容が自動計算
工事成績評定点の平均(小計第2位を四捨五入)	8 件 78.5 点

技術資料提出工事: 〇〇県立整備事務所
 提出事務所: 〇〇県立整備事務所
 有効範囲: 〇〇県立整備事務所管内

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)

収受

「押印済資料での提出」欄で「有」を選択
 ⇒押印済資料のみ提出

「押印済資料での提出」欄で「有」を選択した場合の表示

押印済資料とは、発注者収受欄に押印した技術資料をいう
 表彰の写し、資格者証の写しなど押印がある資料ではない

※押印済資料の発行の取り扱いについて

(様式-3-1)
 評価項目(2)-①

企業の工事成績評定点	
会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課	
対象工事	完成年度: 平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡しが完了した工事 発注機関: 島根県(総務部、農林水産部、土木部) 工事種別: 一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く全工種 建設工事の種類: 一覧表(別紙)の入力内容が自動計算
工事成績評定点の平均(小計第2位を四捨五入)	8 件 78.5 点

技術資料提出工事名: 〇〇県立整備事務所
 提出事務所名: 〇〇県立整備事務所
 有効範囲: 〇〇県立整備事務所管内

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)

収受

申請内容に誤りなし
 ⇒押印済資料発行(既に発行している場合を除く)

発注者が斜線等を追記

(7) 技術資料の記載漏れ

① 技術資料で**必須記載欄に記載がない場合**、その該当箇所。

(エクセルファイルでは、必須記入欄は青色で指定している。)

工事内容		施工実績①	施工実績②
工 事 名 称 等	工 事 名	A工事	B工事
	(コリズ登録番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇2
	発注機関名	松江市土木整備事務所	松江市土木整備事務所
	施工場所	松江市〇〇町	松江市△△町
	請負金額(最終・税込)	84,000,000 円	63,000,000 円
	工 期	(始) 平成 22 年 10 月 20 日 (終) 平成 23 年 3 月 25 日	平成 22 年 22 月 1 日 平成 22 年 22 月 2 日
	受注形態	単体	
工 事 概 要	特別(特定)JVの場合、出資比率	%	%
	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模	H=6m	H=5m
	形式	鋼管杭 φ600mm	鋼管杭 φ600mm
	工事成績評定点	77 点	80 点

青色欄は「必須記載欄」

B 工事
受注形態が未記入
⇒B 工事の実績のみ
「評価しない」



(1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～④を組み合わせ提出すること。

(8) 技術資料、添付資料の文字や数字が判読できない

① A4 サイズで紙出力した際に文字や数字が小さい、潰れているなど、技術審査に必要な箇所が不鮮明で**判読できない**と発注者が判断した場合、その該当箇所。(技術資料で記入が必要な事項、実績等を確認する上で必要な情報が記載されている箇所等を対象範囲とする。)

● 技術審査に必要な箇所について

- ・ 評価基準に該当する箇所
- ・ 技術提案、施工上の留意点の提案根拠となる添付資料 (提案根拠となる箇所がアンダーライン等で明示されている範囲のみ対象とする)

● 判読できないと判断する可能性がある事例について

- ・ 文字や数字が小さいもの、潰れているものをそのままスキャナーしPDF形式に変換した資料
- ・ 解像度が低い設定でPDF形式に変換した資料
- ・ 複数ページを集約してA4サイズ1枚にした資料 (コリズ、契約書、就業規則等)
- ・ 虫眼鏡など使用しないと判読が困難な資料
- ・ 文字や数字が極端に濃い又は薄く、判読が困難な資料

4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合の具体事例

(1) 工事成績評定点に関する評価

発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合は、入札公告の工事種別の条件や工事成績評定通知書等の発注者保有資料を照査し正しいものにより評価する。

(例1) 工事成績評定点が一致しない

発注者保有資料		
(平均点75点)		
A工事	70点	(誤り)
B工事	75点	
C工事	80点	

企業提出書類		
(平均点76点)		
A工事	73点	(正しい)
B工事	75点	
C工事	80点	

評価は、3件、平均点76.0点で行う。

※この場合、企業提出書類が正しいことから企業提出書類で評価

(例2) 工事件数が一致しない

発注者保有資料		
(平均点75点)		
A工事	70点	(正しい)
B工事	75点	
C工事	80点	

企業提出書類		
(平均点77.5点)		
A工事	申請なし	(誤り)
B工事	75点	
C工事	80点	

評価は、3件、平均点75.0点で行う。

※この場合、発注者保有資料が正しいことから発注者保有資料で評価

(2) 工事成績評定点以外の評価

① 過小申請と判断

(例1)

実際の表彰実績	
〇〇工事	局長表彰
〇△工事	県所長表彰

企業提出書類 (過小申請)	
〇△工事	県所長表彰

企業提出書類 (過小申請) により評価する。

② 企業提出書類に誤りがあると判断

(例2)

実際の表彰実績	
〇〇工事	局長表彰
(平成26年度表彰)	

企業提出書類 (誤り)	
〇〇工事	局長表彰
(平成25年度表彰)	

実際の表彰実績に対し企業提出書類に誤りがあるため、当該申請箇所は評価しない。

③ 発注者保有資料に誤りがあると判断

(例3)

発注者保有資料 (誤り)	
〇△工事	県所長表彰

企業提出書類 (実際の表彰実績)	
〇〇工事	局長表彰
〇△工事	県所長表彰

発注者保有資料を修正の上、企業提出書類により評価する。

5. 追加資料の提出を求める場合の具体事例

(1) 提出書類では適正に審査ができないと判断(特例)

① コリンズで島根県以外の機関の発注工事実績が確認された場合(工事成績評定点)

(例1)

評価基準 完成年度：平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡し完了した工事 発注機関：島根県(総務部、農林水産部、土木部)及び中国地方整備局 工事種別：一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く全工種

<申請状況>

申請資料(平均点75点) A工事 70点(県工事) B工事 75点(県工事) C工事 80点(県工事)
--

コリンズ D工事 (中国地方整備局)

D工事が工事成績評定対象 工事が判断できない

追加資料の提出(提出期限は、提出を求めた日から起算して2日以内(休日を含まない))

<技術審査の方法>

D工事が工事成績評定対象工事の場合 申請資料(平均点76点) A工事 70点(県工事) B工事 75点(県工事) C工事 80点(県工事) D工事 79点(中国地方整備局)

D工事が工事成績評定対象工事でない 場合 申請資料(平均点75点) A工事 70点(県工事) B工事 75点(県工事) C工事 80点(県工事)

追加資料が未提出の場合 適正に審査できない ⇒「評価しない」

② 入札公告時点で発注者が想定していない事例が発生し、統一事項6.(2)に該当(個別に判断)する事例のうち、追加資料の提出を求めないと適正に審査ができないと判断した場合。ただし、企業提出書類は、入札説明書又は技術資料で発注者求めた条件を満たしている場合に限る。

【建築関連工事】

③ 企業の同種工事の施工実績や配置予定技術者の同種工事の施工経験において、請負金額による実績を求めた工事で、次に該当する場合。

入札説明書において、「1契約で〇〇円以上で完成及び引き渡し完了した建築物に係る建築一式工事(改修工事を除く。)」や「1契約で△△円以上で完成及び引き渡し完了した建築物に係る電気設備工事(建築物の既存部分に係る設備の改修及び新設工事を除く。)」など、面積などの工事規模ではなく、請負金額により同種工事の施工実績や施工経験を求める工事において、同種工事以外の工種が含まれる工事(※)を施工実績や施工経験として提出する場合は、同種工事部分の工事費を示した「工事種別毎の工事費一覧」や

「工事内訳書」などの資料の添付が必要となる。

この際、添付された資料の工事種別の区分けの方法やそれぞれの工事費の妥当性等に疑義がある場合。

(※) 同種工事以外の工種が含まれる工事の例

- ①新築工事に既存建物の解体工事が含まれている工事
- ②増築工事に既存部分の改修工事が含まれている工事

【附則】

1. この取扱いは、平成27年1月1日以降入札公告する工事から適用する。
2. この取扱いは、平成27年4月1日以降入札公告する工事から適用する。

申請主義のため、確認が出来ない場合は加点されません。

様式- 1

提出日

(特別簡易型 総合評価方式) 総合評価技術資料

発注者

島根県県央県土整備事務所長 様

住所 〒

商号又は名称
代表者氏名

平成29年6月1日付けで入札公告のありました下記工事について、別添のとおり書類を添えて提出いたします。

1 工事名 県道○線 道路改良工事

2 提出書類(下記項目の該当するもの)

- 企業の工事成績評定点 (様式-2-1、様式-2-2)
- 企業の同種工事の施工実績 (様式-3)
- 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) (様式-4)
- 配置予定技術者の資格 (様式-5)
- 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-6)
- 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰 (様式-7)
- 防災協定の締結実績 (様式-8)
- 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績 (様式-9)
- 県管理道路を含む除雪業務または市町村管理道路の除雪業務(いずれの業務も凍結防止剤散布業務を含む)の契約実績 (様式-10)
- ボランティア活動等への参加実績 (様式-11)
- 労働福祉関連の状況(a 障がい者雇用の実態) (様式-12)
- 労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度) (様式-13)
- 育児・介護休業に関する制度 チェック表 (様式-14)

3 問い合わせ先

担当者
部署
電話番号
FAX番号
E-mail

(様式-2-1)

評価項目(1)-①

企業の工事成績評定点

会社(企業体)名:

対象工事	完成年度	平成27年度及び平成28年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

- (1) 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- (3) 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事

提出事務所名: 島根県県央県土整備事務所

有効範囲: 平成30年5月31日までに入札公告された工事

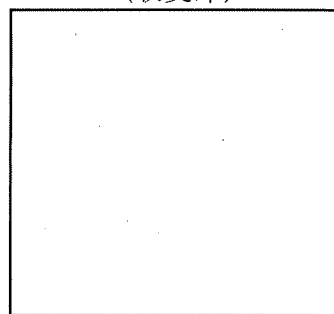
今後、島根県県央県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

(收受印)

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。



(様式-3)

評価項目(1)-②

企業の同種工事の施工実績
会社(企業体)名:

対象期間・対象機関等: 平成19年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事

同種工事の定義: (例)杭基礎を有する直高5m以上の橋梁下部工を含む完成及び引き渡し完了した工事

工事内容		施工実績①				施工実績②				
工事名称等	工事名									
	(コリンズ登録番号)									
	発注機関名									
	施工場所									
	請負金額(最終・税込)	円				円				
	契約上の工期	(始)	平成	年	月	日	平成	年	月	日
		(終)	平成	年	月	日	平成	年	月	日
受注形態	※受注形態を必ず記入のこと(単体、JV)									
特別(特定)JVの場合、出資比率	%				%					
工事成績評定点		点				点				
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模									
	形式									
		※正確に記入 ※実績が確認出来る確認資料を添付								

(1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑧を組み合わせて提出すること。

- ① コリンズの「工事カルテ」もしくは「登録内容確認書」の写し。(いずれも竣工登録に限る。)
- ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
- ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
- ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
- ⑤ 竣工検査済証の写し。
- ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑧)も追加添付すること。)
- ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。

⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑦で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)

資料①～⑧で確認できる内容

項目名	資料番号								備考	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(コリンズ登録番号)	○								①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	
	施工場所	○		○		○			○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○			○	
	工期	○		○	○	○	○		○	
	受注形態	○		○	○	○	○		○	
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○							○	JV工事のみ対象
工事概要	○ or △	○ or △						○ or △	○	②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付
工事成績評定点				○		○			○	成績評定対象外工事の場合、⑧が必須(島根県発注工事以外)

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考)代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1		コリンズのみで工事概要が確認可能。	①+④ ①+⑥
パターン2	コリンズの竣工登録義務あり	コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。	①+②+③+④ ①+②+③+⑤+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	①+③+④+⑦ ①+③+⑤+⑥+⑦
パターン4	コリンズの竣工登録義務なし	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	②+③+④ ②+③+⑤+⑥
		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	②+③+④+⑦ ②+③+⑤+⑥+⑦
パターン5		最終の見積参考資料等、必要な資料が準備できない。	⑧

(2) 施工実績が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。

(3) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。

(4) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。

(5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-4)

評価項目(1)-③

企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

会社(企業体)名:

対象となる年度・機関等:

島根県内の公共事業において、平成25年度から平成29年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

表彰者の区分	
受賞年度	授賞式が開催された年度です(工事の完成年度ではありません)
工事名の区分	
工事名	

- (1) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
- (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
- (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
- (4) 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名: 県道○線 道路改良工事

提出事務所名: 島根県県央県土整備事務所

有効範囲: 平成30年7月31日までに入札公告された工事

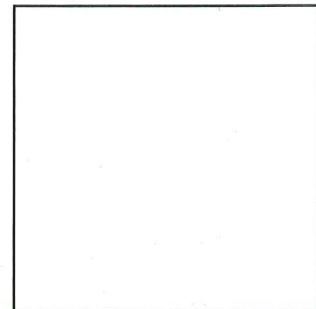
今後、島根県県央県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

(収受印)

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。



配置予定技術者の資格

競争参加資格の配置技術者資格確認資料と同じ場合は、添付資料を省略しても良い。

〇〇に資料添付のため、提出書類を省略するなど記載をお願いする。

配置予定技術者氏名	保有する資格名称	取得年月日
①		記載ミス注意
②		
③		

**有効期限のある資格は
收受印の処理はしません。**

- (1) 資格の確認できる証明書等の写しを添付すること。
- (2) 資格は入札公告日前日時点(平成29年5月31日時点)で保有する資格とする。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名：県道〇線 道路改良工事

提出事務所名：島根県県央県土整備事務所

有効範囲：平成30年5月31日までに入札公告された工事

対象技術者：上記①～③の配置予定技術者のうち、上記資格保有者

今後、島根県県央県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「配置予定技術者の資格」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

ただし、資格を新たに取得し、加算点に変更が生じた場合は、技術資料及び必要な添付資料を再提出すること。

①配置予定技術者： 技術資料の提出方法

申請する場合は、「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄で「有」を選択して下さい

②配置予定技術者： 技術資料の提出方法

申請する場合は、「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄で「有」を選択して下さい

③配置予定技術者： 技術資料の提出方法

申請する場合は、「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄で「有」を選択して下さい

(收受印)

※押印済資料で提出する配置予定技術者は、本書に記載があっても評価対象としません。